

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成27年10月6日（火）午後11時25分頃、周南市大字徳山字中金剛山において、病院搬送のため、中央消防署職員の運転する救急車が方向変換した際に、路上の相手方車両の右前部に接触し、相手方車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥201,443-

2 専決処分の年月日

平成27年11月10日